第4章 環境施策の展開

4-1 構成と見方

各個別目標は「現状」、「これまでの取組」、「継続して取り組むべき課題」、「新たな課題」、「取組の方向性と 進めていくべき施策」、「重点施策」より構成されています。各構成要素の内容は吹き出しに示したとおりです。

個別目標 課題解決によって達成される 00000000000 \bigcirc - \bigcirc SDGs を記載 SDGs については P6、P21 を参照 【関連する SDGs】 4 質の高い教育を ジェンダー平等を みんなに 5 実現しよう 17 パートナーシップで 目標を達成しよう **©** 環境の現状と問題点 について記載 ◆現状 町でこれまで行われてきた 環境に対する取組に ◆これまでの取組 ついて記載 ◆継続して取り組むべき課題

引き続き継続して取り組む

べき課題について記載

新たに表面化し、取り組む 必要のある課題について記載

◆新たな課題

取組の方向性と進めていく べき施策について記載

◆取組の方向性と進めていくべき施策

		主体				
取組の方向性	進めていくべき施策	住 民	事業者	行 政		
	00000000			0		
		0		0		
				0		
		0	0	0		
00000000	DODO 取組の	0		0		

実施主体を記載

重要性、緊急性の高い課題 に対する施策を重点施策 として位置づけ

◆重点施策

		主体			
重点施策内容	年度	住民	事業者	行政	施策目標
00000	R7	0	0	0	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
0000000	R7			0	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

重点施策の目標を記載 【 】内は目標値

個別目標 1-1

生物多様性の保全

【関連する SDGs】









◆現状

【生態系への継続的配慮】

日本社会や経済構造の変化、都市化の進展などにより、農村の風景は様変わりしました。一つには、人間活動の拡大による開発の影響で、都市化やコンクリート化が進みました。また、エネルギー革命や過疎化、高齢化による人間活動の縮小や生活スタイルの変化に伴う影響で、里山や農耕地の管理が放棄されてきました。これらの危機は町でも例外ではありません。薪や堆肥作りとしての落ち葉が必要なくなることで、雑木林に手入れが行き届かなくなったり、高齢化に伴う農業従事者の減少により遊休農地が増えています。持続可能な社会を形成するためには、生態系への人間活動の影響を回避又は最小化するだけでなく、共生関係を継続・創出することが重要です。

【八島湿原】

八島湿原は、町の北東端に位置しています。湿原周辺では約 400 種類もの植物が開花し、年間 60 万人を超える観光客が訪れています。しかし、大勢の利用者の中には、写真撮影や追い抜き、ぬかるみを避けるといった理由で遊歩道や木道等の散策道を外れて歩く人、ごみのポイ捨てや放置する人がいるため、湿原の裸地化・乾燥化や施設周辺や道路にごみが散乱しているといったことが問題となっています。また、増えすぎたシカによるニッコウキスゲなどの高山植物への食害などもみられます。

【諏訪湖】

諏訪湖にはエゴと呼ばれる入江状の地形に水生植物帯がありました。魚介類をはじめとする水生動物、水 鳥や陸域の小動物の採餌場所、繁殖場所となっていましたが、埋め立てと浚渫により、そのほとんどが失われて しまいました。そのため、平成 6 年に「諏訪湖の水辺整備マスタープラン」が策定され、岸辺の生態系やヒシなど の抽水植物の復元に一定の成果がみられましたが、復元については十分とは言えず、ヒシの大量繁茂や貧酸

素水域の拡大など新たな問題も生じています。平成 30 年 3 月には、「諏訪湖の水辺整備マスタープラン」を引き継ぐ形で「諏訪湖水辺整備基本計画」が策定され、同時期に長野県により「諏訪湖創生ビジョン」が策定され、諏訪湖の水質保全と諏訪湖を活かしたまちづくりの実現のため、長野県、市町村、地域住民、企業等が一体となって湖畔のエリアごとの特性を考慮した上で、水辺の整備が進められています。

また、近年、諏訪湖周辺で特定外来生物であるアレチウリが繁茂し、ブラックバスやブルーギル等の繁殖が拡大しています。さらにカワアイサやカワウなどが急増しており、在来種の生息・生育に影響を及ぼしています。

◆これまでの取組

【八島湿原】

高層湿原の貴重性や保全の必要性を認識してもらうために、ガイドウォーク(4 月~11 月)や自然観察会が開催されています。また、観光客の安全確保と草原や湿原内への立ち入りを制限するために、パトロールの実施や看板の設置、散策道の整備などが行われています。また、環境美化活動として、清掃活動や要注意外来生物に指定されているヒメジョオンの駆除、草刈りなども行われています。さらに、八島湿原の貴重な高山植物をシカによる踏み荒しや食害などの被害から守るため、毎年湿原の周囲を囲む防鹿柵を設置しています。

【諏訪湖】

諏訪湖に生息・生育する既存の動植物を守るために、ブラックバスやブルーギルの駆除、カワアイサやカワウの 追い払い、アレチウリの駆除が行われています。

また、下諏訪町諏訪湖浄化推進連絡協議会では、総合学習の一環として、小・中学生を対象に諏訪湖の浄化に関するポスターを募集したり、諏訪湖クリーン祭の環境コーナーで、諏訪湖を含む全国の河川で行われたごみ調査結果と、ごみが生き物に及ぼす影響についてパネル展示を行うなど、諏訪湖浄化や生態系保全の必要性についての啓発活動が行われています。

◆継続して取り組むべき課題

【町内全域】

- ○環境を保全するために、生態系について住民や町を訪れる人々の関心を高める必要があります。
- ○特定外来生物が在来種の生息を脅かしています。植物ではアレチウリやオオハンゴンソウ、オオキンケイギク、 魚類では、ブラックバス、ブルーギルの生息を抑え込むために駆除等の対策を行う必要があります。

【八島湿原】

- ○利用者が遊歩道や木道等を外れて歩くことで、踏みしめによる散策道周辺部の裸地化、乾燥化、土の流 出が起こっているため、散策道の整備など、湿原の適切な保存と管理が求められています。
- ○靴底に付いた種子によって持ち込まれた外来種が分布を拡大することにより、在来種の生育に影響を及ぼしており、八島湿原についての理解と啓発が求められています。
- ○利用者によるごみのポイ捨てや放置により、施設周辺や道路にごみが散乱しており、ごみのポイ捨て禁止を呼び掛けるとともに、施設周辺の清掃活動が必要とされています。
- ○増えすぎたシカによって、高山植物や幼木が食害にあい、ある程度成長した木であっても樹皮が食べられることで、立ち枯れてしまうため、シカの侵入を防止するための防鹿柵の設置とその維持を行う必要があります。

【諏訪湖】

- ○諏訪湖生態系の保全に対する取組を継続する必要があります。
- ○諏訪湖ではカワウによるワカサギの食害が深刻であるため、追い払い等による対策を行う必要があります。
- ○特定外来生物等が分布を拡大することにより、諏訪湖に元々生息・生育していた生き物に影響を及ぼしており、特定外来生物等の駆除や除去が求められています。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

			主体	
取組の方向性	進めていくべき施策	住民	事業者	行政
八島湿原についての理解と啓発	八島湿原の素晴らしさを体験するためのガイドウォークや自然観察 会、生物調査の実施	0		0
	散策道や看板の管理(新設検討・点検・補修整備)	0		0
	防鹿柵の設置等、有害鳥獣対策の実施			0
八島湿原の適切な利用と維持管理	八島湿原の保護を目的としたパトロールによる、シカ被害や湿原及 びその周辺の状況把握と必要な対策の実施	0		0
	散策道等に捨てられたごみの収集	0		0
名様な生態でもはつ水辺環境の個	身近な水辺環境の保全の推進	0	0	0
多様な生態系を持つ水辺環境の保 全及び復元	長野県策定「水辺整備基本計画」に基づく湖岸整備・利用	0	0	0
主汉○夜儿	諏訪湖創生ビジョン推進会議への参加協力	0	0	0

◆重点施策

		主体			
重点施策内容	年度	住民	事業者	行政	施策目標
八島湿原のヒメジョオンの除去	R7	0		0	ヒメジョオン駆除参加者数
八島並尿のにメンヨインの味云	K/				【100人】第2次計画実績値 51人
まいませいのブニックバフ・ブリーギリのEQIP	D.7				ブラックバス、ブルーギル駆除参加者数
諏訪湖のブラックバス、ブルーギルの駆除	R7	0		O	【400人】第2次計画実績値 382人
= 1000000000000000000000000000000000000	D.7				アレチウリ駆除参加者数
諏訪湖湖岸のアレチウリの除去 R7	R/	0		0	【120人】第2次計画実績値 82人
	D.7				カワウ、カワアイサの追い払い参加者数
諏訪湖のカワウ、カワアイサの追い払い 	R7	0			【400 人】第 2 次計画実績値 363 人

個別目標 1-2

森林の保全

【関連する SDGs】

















◆現状

【森林整備】

町における土地利用面積の割合をみると、およそ 8 割以上が森林と原野です。森林の 3 分の 2 ほどが針葉樹林で構成されており、構成樹種の多くは植林されたカラマツです。国産材の価格低下に伴う林業の衰退により、一時は十分な手入れがされず、森林が荒廃した時期もありましたが、公有林では、間伐が進み、一部では間伐材の搬出も行われています。

個人有林については、所有規模が零細で散在しているため、間伐等の森林整備が遅れており、町・森林組合等林業事業体を中心とした林業経営の集約化等による間伐推進及び路網の整備の取組が必要となっています。

きちんと手入れをされていない森林では、木は十分に根を張ることができないため、倒木や土砂崩れなどの災害が発生しやすくなります。森林は、生物多様性の維持、土砂災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸

収、化石燃料の代替エネルギーなど、きわめて多くの多面的機能を有しています。豪雨の増加、地球温暖化による影響が顕在化しており、森林が果たすべき役割は大きくなっています。

【シカの食害による森林被害】

森林への被害は食害による下層植生の消失から始まり、裸地化することで森林土壌が流出しやくなり、斜面では崩れやすくなります。また、ある程度成長した木であっても樹皮が食べられることで立ち枯れが発生しています。そのため、広域に防鹿柵を設置したり、小規模に囲い込みを行い、シカの侵入を防ぐ取組が行われています。

◆これまでの取組

治山事業を活用するとともに、補助金を活用した事業(県民税活用事業、信州の森林づくり事業)などを 導入し、間伐などの森林整備を推進し、また鳥獣被害の防止による豊かな森林づくりに努めています。

◆継続して取り組むべき課題

- ○森林の災害防止機能、水源涵養機能の維持増進を図る必要性があります。
- ○管理されていない森林では土砂崩れなどの自然災害が起きやすくなるため、引き続き定期的な間伐などの 森林整備を行う必要があります。
- ○増えすぎたシカによって、幼木が食害されるため、下層植生が育たず、森林形成が阻害されており、ある程度成長した木であっても樹皮が食べられることで、立ち枯れてしまうため、シカの侵入を防止するための防鹿柵の設置とその維持など総合的な被害対策を行う必要があります。
- ○必要な森林整備を継続するため、後継者を育成し、林業従事者を確保する必要があります。



森林の間伐

◆取組の方向性と進めていくべき施策

		主体				
取組の方向性	進めていくべき施策	住民	事 業 者	行 政		
間伐、下草刈り、植栽や育成による 森林整備	下諏訪町森林整備計画に基づく整備による森林の多面的機能の 保全	0	0	0		
シカによる森林被害対策	防鹿柵の設置や防護テープ等による被害の防除		0	0		
林業従事者の確保	林業従事者の育成・確保		0	0		

◆重点施策

			主体				
重点施策内容	年度	住民	事業者	行政	施策目標		
土砂災害防止と水源環境機能の強化	R7		0	0	森林整備施工面積 【30ha】 第 2 次計画実績値 30ha		

個別目標 1-3

農用地の保全

【関連する SDGs】















◆現状

農用地は、食糧の生産だけでなく、生態系の保全、雨水の貯留などの多面的な機能を担っています。しかしながら、町では農業従事者は減少し、中山間地域を中心に遊休農地がみられます。一度農用地が荒廃し、生産機能やその他の多面的機能が失われると、これを復元することは容易なことではありません。農用地の多面的機能を維持するためにも、農用地を保全する取組が必要です。

また、中山間地域で増加しつつある耕作放棄地はシカやイノシシにとって快適な環境となっている可能性が

あります。耕作放棄地の増加は新たなシカやイノシシの生息地を増やすことを意味し、高山植物や森林、農作物への被害を拡大させる恐れがあるため、その意味でも農用地の保全は重要です。

◆これまでの取組

遊休農地の有効利用を図るために、遊休農地を住民に町民菜園として貸し出しています。また、特産品などの開発や地産地消を推進するために、農業祭を柱に、農産物の PR と米の消費拡大に努めています。

農業者支援として、鳥獣被害防止のため、電気柵等の設置補助を行っています。

◆継続して取り組むべき課題

○農家の高齢化による担い手不足や収益性の低下による農業離れにより、遊休農地が増えています。放置すると雑木や雑草が繁茂し、病害虫等の発生要因ともなるため、農地の貸し付けや保全管理をする必要があります。



農業の担い手の育成

◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	住 民	事業者	行 政
農業を続けていくための環境整備と遊休農地の有効活用	持続的・自立的な農業経営の支援と担い手の育成・受け入れ	0	0	0
	農産物即売会や農業祭、観光客への農産物の販売等を通じた農業の活性化	0	0	0
	農産物の加工セミナーの実施など、農作物の特産加工品の開発に つながる消費者との連携強化	0	0	0
	農作物への鳥獣被害の防止	0	0	0

		主体			
重点施策内容	年度	住民	事業者	行政	施策目標
	R7	0	0	0	遊休農地面積
					【15ha】第2次計画実績値 15ha
遊休農地の解消及び有効活用) 0		町民菜園稼働率
	R7	O			【95%】第2次計画実績値 93%



町民菜園としての遊休農地の活用

個別目標 2-1

3R の推進と適正処理

【関連する SDGs】

























◆現状

【ごみの減量化・資源化】

平成 17 年度より生ごみの減量化・資源化を目的として、生ごみリサイクル事業が、平成 23 年度より家庭 ごみの減量化と資源物量の増加を目的として、家庭ごみの一部有料化、平成 26 年度より埋立ごみの一部 資源化がそれぞれスタートしています。また、平成 29 年度には資源物のストックヤード (保管場所)を整備し ました。剪定枝のチップ化のスペースを確保し、薪は有料で、剪定枝チップは無料で配布しています。

また、燃やすごみの減量と資源物の再資源化を図るため、町内 3 箇所に、資源物収集拠点(駅東リサイ クルステーション、図書館横古布収集ボックス、星が丘古紙古布リサイクルステーション)を整備しています。資 源物収集拠点にはボックスやコンテナを設置してあり、資源物を 24 時間排出することができます。

【適下処理】

町で発生する燃やすごみは平成 15 年度の 8,043t より減少し始め、平成 28 年度には 5,000t を初め て下回りましたが、その後は横ばいで推移し、令和元年度は 4,914t でした。

平成 28 年 12 月より、「諏訪湖周クリーンセンター」が稼働し、湖周地区 2 市 1 町の共同処理がスタート しました。地区収集場所から収集した燃やすごみは諏訪湖周クリーンセンターで焼却し、焼却灰は提携してい る事業者により再利用及び埋め立てしています。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、「三つの密」の回避、テレワークの活用など、人との 接触機会の削減が求められています。そのため、在宅勤務の増加、テイクアウトやデリバリーの増加、衛生面の 考慮による使い捨てプラスチックの増加などによる家庭系ごみの増加や観光関連業、飲食業などの事業活動 停滞に伴う事業系ごみの減少などが想定されています。

◆これまでの取組

生ごみリサイクル事業では、生ごみリサイクル推進委員会と協働により、生ごみの減量化・資源化を図るため 塩 は 12 月から生ごみをリサイクルセンターで収集した上で、業者委託により堆 肥化し、できた堆肥は事業参加者に還元し、資源の循環に努めています。

さらに、家庭でできるごみの減量化・資源化支援として、休止コンポストの復旧補助として堆肥化促進剤の配布を行っています。

同じく、ごみの減量化・資源化を目的として、硬質プラスチック、電球・蛍光管、金属類等のリサイクルなどを 行っています。

平成 26 年 2 月に図書館横古布収集ボックスを、平成 27 年 7 月に駅東リサイクルステーションを、平成 28 年 7 月に星が丘古紙古布リサイクルステーションを開設し、資源物を搬出しやすい環境を整備しました。



駅東リサイクルステーション

◆継続して取り組むべき課題

○ごみの総排出量は減少傾向にありますが、さらなるごみの減量化と適切な分別による資源化が求められています。

◆新たな課題

○マイクロプラスチックによる海洋の汚染が進んでいることがわかってきており、食物連鎖を通じて、人間の体内に

入ってきています。プラスチックごみを分別して適正に処理するだけでなく、石油由来のプラスチックに頼らない 製品へ移行する必要があります。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、人々の生活様式の変化からごみ排出量の傾向が変化する ことが考えられるため、ごみの適正処理が滞ることのないよう、今後の動向に注視していく必要があります。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

			主体	
取組の方向性	進めていくべき施策	住民	事業者	行政
	ごみの出し方や分別ルールに関する周知・啓発	0	0	0
3R の推進	廃プラスチック削減に向けた取組の推進	0	0	0
	ごみの減量化、食品ロス削減、生ごみの水切り、分別の徹底などの 推進	0	0	0
	リサイクルを前提とした製品づくりの普及・啓発		0	0
	集団回収への協力推進	0	0	0
	グリーン購入の推進	0	0	0
	排出事業者への適正な廃棄物処理についての指導		0	0
ごみの適正処理	新型コロナウイルス感染症等の動向の注視とごみ排出量の大幅な 増減が起こった際の適正処理維持のための対応			0

		主体				
重点施策内容	年度	住民	事業者	行政	施策目標	
	R7				燃やすごみ総量	
	K/	0)	O	【4,545t以下】第2次計画実績値 4,914t	
					家庭から出る燃やすごみ1人1日当たり排出量	
ごみ発生抑制の推進	R7	0		0	【461g/人·日以下】	
					第 2 次計画実績値 474g/人·日	
	-))	事業系可燃ごみ排出量	
	R7		O	\circ	【1,424t 以下】第 2 次計画実績値 1,451t	
生ごみリサイクル事業の推進	R7	0			生ごみりサイクル事業参加率	
	K/)	【20.0%】第2次計画実績値 18.0%	

個別目標 2-2

廃棄物の不法投棄・散乱の防止

【関連する SDGs】

















◆現状

山林などの人目につかない場所への不法投棄が多く発生しています。不法投棄は景観だけでなく、その場所の土壌や周辺の地下水質などに重大な汚染を引き起こす恐れがあります。不法投棄に対しては、監視員を置いて監視活動に努めていますが、依然として国道 142 号周辺では不法投棄がみられます。また、御柱祭や諏訪湖の花火大会後には指定の場所以外に捨てられたごみが散乱しているため、住民やボランティアなどによるごみ拾いが行われています。

◆これまでの取組

町では不法投棄の常習地点に啓発用の看板を設置しています。また、長野県や町の不法投棄監視連絡 員等によりパトロールを行っており、併せてごみの回収を行っています。

さらに、衛生自治会によって、町全域で一斉清掃が行われています。また、町広報誌やホームページによる 啓発を行っています。

諏訪湖岸や国道 142 号では随時各種団体による清掃活動が行われています。また、御柱祭後や諏訪湖 の花火大会後に住民やボランティアによる清掃活動が行われています。

◆継続して取り組むべき課題

- ○不法投棄の監視や発見した不法投棄ごみの撤去を継続する必要があります。
- ○御柱祭後や諏訪湖の花火大会後に、指定の場所以外にごみが捨てられたり、放置されており、ごみの持ち帰りの呼びかけや看板設置による啓発が必要とされています。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	住 民	事 業 者	行 政
	一般廃棄物の適正処理の啓発	0	0	0
ごみの適正処理と不法投棄の未然	看板等による不法投棄禁止のよびかけ	0		0
防止	監視員によるパトロールの強化と警察署と連携した取り締まりの実 施			0
	看板等によるごみのポイ捨て禁止のよびかけ	0		0
ごみの散乱防止と美化運動の推進	ごみ持ち帰り運動の推進	0		0
	住民、関連団体による清掃活動等の美化運動の一層の推進	0	0	0

◆重点施策

		主体				
重点施策内容	年度	住民	事業者	行政	施策目標	
美化運動の推進	R7	0	0	0	清掃活動参加者数 【1,500 人】第 2 次計画実績値 1,360 人	

個別目標 2-3

災害廃棄物の処理

【関連する SDGs】















◆現状

毎年のように、全国各地で台風等による災害が発生しています。県内でも令和元年 10 月に発生した台風 第 19 号により、北信、東信地方を中心に甚大な被害をもたらし、堤防の決壊や土砂崩れなどによる浸水被害があった地域では、大量の災害廃棄物が発生しました。

また、県内では大きな被害を発生させる地震として、6 つの活断層帯による 8 つの地震と 2 つの海溝型地震が想定されています。下諏訪町に最も大きな被害が想定される地震は「糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)」で、地震の規模を表すマグニチュードは 8.5、震度は地域によって異なりますが、町全域で震度 5 強から震度 7 と想定されているため、古い建物が倒壊する恐れがあります。

大量に発生する災害廃棄物は、復旧・復興の支障になるだけでなく、衛生状態の悪化を招きます。平時から大規模災害に備え、速やかに災害廃棄物を処理する体制を構築する必要があります。

◆これまでの取組

町では、災害対策基本法第 42 条の規定により、町内に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処するため、「下諏訪町地域防災計画」を定めています。この計画では、災害廃棄物やし尿の処理、応援要請等の活動の内容についても定めています。

令和2年3月、大規模災害が発生した際に災害廃棄物の処理ができない事態に備え、災害廃棄物等の 処理に関する基本協定を中間処理業者と町とで締結しました。

◆新たな課題

- ○災害で発生した廃棄物の仮置場の確保
- ○災害廃棄物処理計画の策定

◆取組の方向性と進めていくべき施策

		主体			
取組の方向性	進めていくべき施策	住民	事業者	行政	
災害廃棄物の対策強化	災害廃棄物処理計画の策定			0	
	災害廃棄物の分別について住民への周知	0		0	
	災害廃棄物の仮置場の確保			0	
	事業者や他自治体と連携した共同処理体制の構築		0	0	

個別目標 3-1

再生可能エネルギー導入の促進

【関連する SDGs】



















◆現状

【再生可能エネルギー】

日本を始め世界中で観測されている顕著な降水や高温の増加傾向は、長期的な地球温暖化の傾向と関 係しているという見解が示されています。温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスを削減することは 急務となっています。

現在わが国の主要なエネルギー源である石油・石炭などの化石燃料は限りがあるエネルギー資源です。これ に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り 返し使用でき、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネル ギーです。

国の第五次環境基本計画では、「地域循環共生圏」の創造を目指し、各地域がその特性を生かした強み を発揮することを期待されています。地域の資源を活かし、自立・分散型の社会を形成するとともに、地域の特 性に応じて補完し支え合う社会が求められています。町には潜在的に利用可能なエネルギーがあります。太陽 光を除く木質バイオマスや温泉熱など、再生可能エネルギーの利用はあまり進んではいませんが、発電設備の 導入コストの低下や革新的な技術の開発が期待されます。

また、最近では、各地で発生する自然災害により表面化したエネルギー供給の制約や集中型エネルギーシ ステムの脆弱性といった背景から、地域分散型エネルギーという概念が広がっています。その意味でも再生可能 エネルギーの導入拡大が求められています。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

新型コロナウイルス感染症によるロックダウン等、経済活動の停滞により、令和 2 年度の世界のエネルギー起 源の二酸化炭素排出量は大幅に減少する見込みです。一方、人、モノ、資金の不足やイノベーションへの投 資回避など、脱炭素社会の構築に向けた歩みを後退させる可能性があります。

◆これまでの取組

バイオマスエネルギーの利用を促進するため、ペレットストーブの設置に補助金を交付しています。太陽光発電の設置についても補助金(累計 145 件)を交付していましたが、現在は終了しています。

◆継続して取り組むべき課題

- ○地球温暖化対策の取組を推進するため、その重要性を理解する必要があります。
- ○太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギー機器の導入を促進し、実質的な温 室効果ガス排出量を削減する必要があります。
- ○森林は二酸化炭素を吸収し、生長により貯蔵することで地球温暖化防止に貢献する観点からも、森林整備を推進する必要があります。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

		主体			
取組の方向性	進めていくべき施策	住民	事業者	行政	
地球温暖化対策の重要性の理解促進	地球温暖化対策の重要性の理解を深めるための学習の推進	0	0	0	
再生可能エネルギーの地産地消	再生可能エネルギーの普及促進とエネルギーの効率的な活用	0	0	0	
(再掲) 間伐、下草刈り、植栽や育成による 森林整備	個別目標 1-2「森林の保全」 下諏訪町森林整備計画に基づく整備による森林の多面的機能の 保全	0	0	0	

	主体					
重点施策内容	年度	住民	事業者	行政	施策目標	
再生可能エネルギーの利用促進	R7	0	0	0	啓発活動数(町広報誌、各種チラシ等) 【10件】新規指標	

個別目標 3-2

省エネルギーの促進

【関連する SDGs】













◆現状

省エネルギーには、地球温暖化防止としての効果が期待されています。エネルギーの大半は、石油や石炭な どの化石燃料を燃焼することによって得られていますが、これに伴い、大気中に二酸化炭素が排出されます。

国内のエネルギー消費量は、工場などの産業部門は減少しているものの、事務所や家庭などの民生部門で 増加しています。生活の利便性・快適性を追求したライフスタイルや家電製品の普及・大型化・多機能化、世 帯数の増加など社会構造の変化などが影響していると考えられます。

家庭の省エネを進めるためには、まず、家庭のエネルギー使用の実態を知ることが大切です。家庭のエネルギ ー消費の 50%以上は電気であり、電気の使い方を見直す必要があります。温室効果ガスの大部分を占める エネルギー起源の二酸化炭素排出削減に向けて、省エネルギーや節電の取組が期待されています。

◆これまでの取組

温室効果ガスである二酸化炭素の排出を抑制するために、令和 2 年度に下諏訪町地球温暖化防止実 行計画の見直しを行い、行政としての事務及び事業の遂行に伴う温室効果ガス排出量の削減目標を定めま した。

また、車社会から徒歩や自転車への転換を図るため、国や長野県による啓発活動への協力や町ホームペー ジにより啓発を行っています。

なお、高効率給湯機の設置に補助金(累計 143 件)を交付していましたが、現在は終了しています。

◆継続して取り組むべき課題

- ○温暖化に対する関心を高め、脱炭素に向けてライフスタイルを転換する必要があります。
- ○省エネルギー機器の導入や断熱リフォームを促進し、実質的な温室効果ガス排出量を削減する必要があり

ます。

○エコドライブやアイドリングストップなどの適正な自動車利用や公共交通の利用(下諏訪町循環バスあざみ号等)、電気自動車やハイブリッド自動車などのエコカーの導入、テレワークの推進により、移動の際に排出される温室効果ガスを削減する必要があります。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	住民	事業者	行政
温室効果ガスの削減、省エネルギーの実践	省エネルギーの実践による家庭におけるエネルギーの削減	0		0
	家電や自動車更新時の省エネ製品・エコカーの選択	0	0	0
	新築時の省エネ住宅(高断熱・高気密)の購入や住宅の省エネ 改修の実施	0		0
	省エネルギーを意識した事業活動、省エネの設備機器の導入や生産工程の効率化等による事業所におけるエネルギーの削減		0	0
	徒歩、自転車(シェアサイクル等)、公共交通機関の利用促進	0	0	0
	エコドライブ、アイドリングストップの推進	0	0	0

		主体			
重点施策内容	年度	住民	事業者	行政	施策目標
	R7			0	普及啓発活動数
タエカルギ 制口の利田/07					【10 件】 新規指標
省エネルギー製品の利用促進	D.7				リフォームの補助
	R7				【80件】第2次計画実績値 66件



下諏訪町循環バス「あざみ号」

個別目標 4-1

水環境の保全

【関連する SDGs】



◆現状

【諏訪湖の水質保全】

諏訪湖はかつて高度経済成長期に、富栄養化によるアオコの大量発生とそれにともなう悪臭の発生、さらに ユスリカの大量発生等により、人が近づきがたい湖となっていましたが、昭和 54 年の諏訪湖流域下水道の一 部供用開始にともない、家庭や事業所から流出される雑排水が減少し、諏訪湖の水質は改善の傾向にあり ます。しかし、諏訪湖では、湖の水質汚濁の指標となる化学的酸素要求量(COD)が依然として環境基準 を超過しており、水質のさらなる改善が必要です。

長野県では、平成30年3月に「諏訪湖に係る第7期湖沼水質保全計画」を策定し、新たに、わかりやすい水質目標値として「透明度」の目標値を定め、透明度に影響の大きいプランクトンの増殖に関係のある窒素やりんの流入を削減するため各種水質保全施策を推進し、見た目にも良好な諏訪湖を目指しています。

また、「諏訪湖創生ビジョン」では、諏訪湖の水環境保全と諏訪湖を活かしたまちづくりの実現のため、長野県、市町村、地域住民、企業等が一体となって各種の取組を行っています。

町は天竜川水系の最上流部に位置しています。下流域で生活する人々のためにも水質汚濁を未然に防ぐ ことは町の重要な責務です。

【貧酸素対策】

平成 28 年 7 月に、諏訪湖でワカサギの大量死が発生しました。原因の一つとして、貧酸素水域の発生が挙げられます。近年では夏になると貧酸素水域が広がり、諏訪湖に生息する生き物に影響を与えていることから、長野県では貧酸素水域の発生メカニズムの調査とその水域の解消に向けた対策の検討を進めています。

【ヒシの繁茂対策】

近年、諏訪湖では水質浄化に伴い水草の仲間であるヒシが大量発生し、枯れた後の腐敗臭や湖底への堆

積による水質への影響などが問題になっています。また、ヒシが船のスクリューに絡まり、船の航行にも支障をきたし、漁業への影響や景観の悪化等の影響が生じています。また、近年希少種であるクロモの繁茂によりボートの運航に支障をきたす問題が生じています。

【地下水】

土壌や地下水の汚染は、その原因物質の種類によっては、長期的に摂取した場合に健康影響を生じさせる可能性があり、地下水汚染が確認された場合、速やかに周辺住民に飲用を控えるなどの指導を行う必要があります。また、河川や水路の汚濁と同様に、土壌や地下水の汚染も町にとどまらず、地下水を通じて天竜川の下流域で生活する人々にも影響を及ぼす可能性があり、土壌や地下水の汚染に目を配る必要があります。

◆これまでの取組

【水質の監視】

水質の監視を目的に、河川9箇所の水質検査(東俣川、砥川、十四瀬川、承知川及び古川で2~4回/年)、特定事業場等の水質検査(52事業所)、最終処分場からの排出水の水質検査(ダイオキシン類など計27項目)や浄化槽の点検及び水質検査を行っています。

また、地下水の状況を確認するために、井戸水の水質検査(トリクロロエタン等有機塩素系物質3項目)を町内(5箇所)で行っています。

【水質の保全対策】

農薬散布と施肥の適正化に向けた指導と啓発を行っています。また、下水道への接続を促進するために、広報誌や新聞等による接続促進啓発や、未接続家庭等への指導を行っています。

【ヒシの駆除や湖岸・河川清掃】

近年、諏訪湖ではヒシの大繁殖がみられるため、長野県・市町村・漁協等からなる諏訪湖創生ビジョン推進会議等、各種団体により対策が行われており、除去されたヒシの一部は堆肥化されています。

また、企業、事業所等による周辺地域の清掃活動や、春と秋に国道 142 号、砥川、十四瀬川、承知川、古川などで一斉清掃が行われています。さらに、下諏訪町諏訪湖浄化推進連絡協議会による湖岸清掃が行われています。 砥川では、砥川を愛する会や住民との協働により、年 2 回ニセアカシアの除伐や草刈り、ごみ拾いが行われています。

◆継続して取り組むべき課題

- ○水質汚濁の指標である化学的酸素要求量の数値が環境基準を超過しており、従来から行われている特定汚染源対策だけでなく、市街地や農地等の非特定汚染源についても対策の必要性があります。
- ○特定汚染源対策として、残る下水道未接続家庭等への指導・啓発が必要です。
- ○環境負荷の少ない環境保全型農業への転換が求められています。
- ○ヒシの大量発生により、悪臭や航路障害などの問題が出ているため、ヒシの刈り取り(間引き)が必要となっています。
- ○地下水や土壌の汚染現状を把握し、適切に管理することが求められています。

◆新たな課題

○近年、希少種であるクロモの繁茂によりボートの運航に支障をきたす問題が生じているため、対策を講じる必要があります。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

			主体	
取組の方向性	進めていくべき施策	住 民	事業者	行 政
	長野県策定「諏訪湖に係る第7期湖沼水質保全計画」に基づく 水質保全に向けた取組	0	0	0
	諏訪湖のヒシ除去及びクロモの対策	0	0	0
	貧酸素水塊の解消	0	0	0
諏訪湖の水質保全	道路状況や使用箇所に応じ、環境に配慮した融雪剤の使用と使 用量の適正化			0
	農薬散布、施肥の適正化に向けた指導・啓発	展策定「諏訪湖に係る第7期湖沼水質保全計画」に基づく 民全に向けた取組 別のヒシ除去及びクロモの対策 長水塊の解消 大況や使用箇所に応じ、環境に配慮した融雪剤の使用と使 の適正化 対布、施肥の適正化に向けた指導・啓発 「水系で一斉に実施される 24 時間水質検査への参加 地下水、湖水の水質測定による監視と測定データの蓄積 別創生ビジョン推進会議への参加協力 の等を排水溝へ流さないことへの啓発	0	
	天竜川水系で一斉に実施される 24 時間水質検査への参加	0		0
	河川、地下水、湖水の水質測定による監視と測定データの蓄積			0
	諏訪湖創生ビジョン推進会議への参加協力	0	0	0
ハサエル学等の第二利用に宝原を	油やごみ等を排水溝へ流さないことへの啓発	0	0	0
公共下水道等の適正利用と家庭でできる汚濁の防止	浄化槽の適正な維持管理と指導の実施	0	0	0
	下水道未接続の家庭等への接続促進	0		0

◆重点施策

		主体			
重点施策内容	年度	住 民	事 業 者	行 政	施策目標
					化学的酸素要求量(COD)
	R7	0	0	0	【75%值 4.8mg/L、年平均 4.4mg/L】
	第 2 次計画実績値 75%値 5. 年平均値 4.				第 2 次計画実績値 75%値 5.6mg/L
		年平均值 4.4mg/L			
調訪湖の水質浄化					全窒素(T-N)
	R7	0	0	0	[0.65mg/L]
					第 2 次計画実績値 0.88mg/L
					全りん (T-P)
	R7	0	0	0	【0.05mg/L】
					第 2 次計画実績値 0.05mg/L

- 注1) 諏訪湖には環境基準点が3地点あり、そのすべてで目標値を達成した場合に目標を達成したものとします。
- 注2)目標値は「諏訪湖に係る第7期湖沼水質保全計画(H29~R3)」の目標値です。令和3年度に策定する「第8期」の目標値が見直された場合、目標値の見直しを行います。

個別目標 4-2

大気環境等の保全

【関連する SDGs】









◆現状

【大気汚染】

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の使用、自動車からの排出ガスや工場からの排煙などにより汚染物質が排出されていますが、自動車や工場等で大気汚染物質を除去する設備の高度化で、大気の状況は良好です。諏訪地域では、長野県が諏訪市内の一般環境大気測定局と岡谷市の自動車排出ガス測定局で測定を続けています。

【騒音·振動】

騒音・振動については、国道 142 号、国道 20 号と県道岡谷下諏訪線で測定を行っていますが、騒音については環境基準を、振動については要請限度をそれぞれ達成しています。

【有害物質による汚染】

科学技術のめざましい進歩のもとで多種多様な化学物質が製造、使用され、その過程で意図しない化学物質も生み出され、環境中に放出されています。近年ではダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質による人の健康や環境への影響が懸念されています。

平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災に続く福島第一原子力発電所事故により、大量の放射性物質が外部に漏れました。町では、空間放射線量簡易測定器により、学校・保育園及び公共施設など定期測定をしていましたが、数値の大きな変動はみられず、今後も大幅に数値の上昇する恐れがなかったことから、平成29 年度をもって測定を終了しました。なお、長野県では空間放射線量の測定を継続しているため、その結果を町のホームページで公表しています。

◆これまでの取組

町では町屋敷において、大気の測定を行っていましたが、基準値を達成していることから、平成 27 年度から 測定は行わず、事業者が委託により実施する測定の結果確認と地元区が行う現地見学のみとなっています。 また、下諏訪町清掃センターでは排ガスの測定を実施していましたが、平成 28 年度の稼働停止にあわせ、排ガスの測定は終了しました。

騒音・振動については、国道 142 号、国道 20 号と県道岡谷下諏訪線で測定を行っていますが、騒音については環境基準を、振動については要請限度をそれぞれ達成しています。

◆継続して取り組むべき課題

- ○現状把握に努めるとともに、大気汚染や騒音・振動の未然防止と発生源対策を行うことが求められています。
- ○町における有害物質や放射性物質の情報を把握するとともに、関係機関と情報を共有し、万一の時に素 早い対応が可能な体制を構築する必要性があります。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	住民	事業者	行政
	県との連携による大気質の監視と測定データの蓄積			0
大気、騒音・振動の監視と測定の継 騒 続	騒音・振動測定による監視と測定データの蓄積			0
初近	公害苦情等の相談と対応	0	0	0
小学理告社等の実施	アイドリングストップなどエコドライブの啓発	0	0	0
沿道環境対策の実施 	徒歩・自転車利用の啓発	0	0	0
	最終処分場等の監視の継続			0
有害物質による汚染の対応	有害化学物質、環境汚染物質等による汚染が生じた際の実態把 握と対応			0

個別目標 4-3

災害への備え

【関連する SDGs】











◆現状

町では山麓を中心に地すべり地帯や急傾斜地崩壊危険区域といった地質が脆弱、かつ急峻な場所が点在しています。また、市街化による河川流域の保水機能の低下により、大雨の際には地滑りや山崩れが発生しやすくなっています。集中豪雨による地滑りや山崩れが発生すると、土石流を伴うため、破壊力が大きく、人的被害をもたらすため、土砂災害への備えが必要となっています。

平成 18 年 7 月の豪雨では、一級河川承知川や中・小河川の上、中流部の護岸決壊や諏訪湖の水位が計画高水位を超えたことなどにより、広範囲にわたって家屋の浸水等の被害がありました。町では、こうした豪雨災害など過去の大規模災害の経験を教訓に、地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処するため、「下諏訪町地域防災計画」を定めています。

◆これまでの取組

環境に配慮した治山事業を進め、河川改修、砂防事業、急傾斜地崩壊対策などにより、安心・安全なま ちづくりを推進しています。

自然災害に対応するため、赤砂崎公園の整備を行いました。平常時には、日常的にレクリエーションを楽しめる総合公園として、災害時には避難・救援活動など、防災拠点としての役割を担っています。また、災害時等に使用する資機材の整備や備蓄品の管理、防災行政無線及び雨量観測システムの維持管理を行っているほか、耐震性貯水槽の整備を進めています。

また、土砂災害警戒区域や浸水エリア、地震による揺れやすさなどを示した「下諏訪町総合ハザードマップ」を令和元年 12 月に更新し、全戸配布しているほか、「まちづくりおでかけトーク」では、家庭での備えや町の危機管理と防災対策などについて、地区の自治会や学校などのグループに対し、町職員が出張して講座を開催して説明を行っています。

◆継続して取り組むべき課題

- ○大規模な地震により、地震の揺れそのものによる建築物等被害に加え、液状化や土砂災害などの被害が 想定されているため、対策が求められています。
- ○町を流れる河川や砂防指定地等の災害防止の必要性があります。



下諏訪町総合ハザードマップ

◆新たな課題

○全国各地で地震及び台風等による被害が激甚化、頻発化しているため、事前にハザードマップ等で避難経 路や避難行動、避難するタイミングを確認する必要があります。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

			主体	
取組の方向性	進めていくべき施策	住 民	事 業 者	行政
	災害時を想定し、避難経路や避難行動を確認するための訓練	0		0
	環境に配慮した治山・治水対策の推進			0
災害に強いまちづくり	防災拠点への発電機や太陽光発電+蓄電池の導入による非常時のエネルギー供給の確保			0
	公共施設、一般住宅等の耐震化等の促進	0		0
	土地勘のない観光客に対しての危険個所の周知と避難誘導方法 の検討	0		0
	災害時の情報収集・連絡体制の整備、情報を伝達する通信手段 の整備			0
下諏訪町地域防災計画による災害	要配慮者を守るための対策	0		0
時の対策強化	安全な避難場所等の指定及び避難のための環境整備			0
	食料品・生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備	0	0	0
	「下諏訪町総合ハザードマップ」による危険個所の周知	0	事業者	0

		主体			
重点施策内容	目標 年度	住民	事業者	行政	施策目標
	R7	0			地域防災リーダー人数(延べ)
	K/	0)	【179人】第2次計画実績値 139人
地球院災力の向上	D.7)			防災訓練参加者数
地域防災力の向上	R7	0)	【6,000 人】第2次計画実績値 5,884人
					水防訓練参加者数
	R7	O)	【220人】第2次計画実績値 220人

個別目標 4-4

歴史的景観の保全と歴史的・文化的遺産の活用

【関連する SDGs】







◆現状

町は、諏訪大社とともに発展した温泉宿場町として、数多くの歴史的景観資源を有し、豊かな自然環境と 融和した景観が形成されています。これらの歴史的景観の保全と再生を進めるとともに、創造的な視点を加え て、優れた景観の創出を図り、これらが調和する景観形成が進められています。

また、町には、歴史的・文化的遺産も多数存在しています。これらに積極的に触れ、活用することで、町の歴史、文化に対する愛着を深め、次世代に継承していくことが求められています。

◆これまでの取組

歴史、文化の保存と伝承を目的として、浪人塚の墓参や魁塚相楽祭が行われています。

また、諏訪湖博物館・赤彦記念館、宿場街道資料館、今井邦子文学館、七曜星社蔵及び下諏訪町埋蔵文化財センター星が塔ミュージアムを管理、運営しています。また、平成22年に復元された伏見屋邸では、写真展や様々な民芸品などの展示が行われています。

地域の歴史を理解することを目的とした出前講座により、宿場・街道などについての講演を行っています。

◆継続して取り組むべき課題

- ○歴史・文化に配慮した街並みの保全と整備が求められています。
- ○歴史的建造物の適正な維持管理が必要とされています。
- ○優れた歴史的、文化的遺産が多数存在している反面、それらの認知度は低く、地域の歴史や文化を伝承していこうとする意識が薄らいでおり、歴史や伝統を体験する機会を提供していくことが求められています。
- ○各博物館施設の特性を活かした利用率向上が課題です。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

		主体			
取組の方向性	進めていくべき施策	住民	事業者	行政	
歴史や伝統を体験する場や機会の	歴史的・文化的遺産の保全と活用	0		0	
提供	受け継がれてきた文化・伝統への理解と継承	0		0	
文化財の保護、自然誌などの記録の	文化財指定についての具申検討	0		0	
整理と活用	自然誌等、環境に関する記録の整理と活用	0		0	

◆重点施策

		主体					
重点施策内容	年度	住民	事業者	行政	施策目標		
文化遺産の保存および活用に関する取 組	R7	0		0	伏見屋邸入館者数 【15,000 人】第 2 次計画実績値 9,873 人		

個別目標 4-5

景観の保全と都市基盤整備における環境配慮

【関連する SDGs】













◆現状

【景観の保全】

自然と歴史に裏打ちされた町らしい情緒のある景観は、町に暮らす人々に快適さやゆとりといった質的な豊かさをもたらし、それが町に対する愛着や誇りを生み、町に賑わいと活気を呼び起こす原動力となり、町を訪れる人の心を惹きつけるという好循環を生み出してきました。しかし、近年、様々な要因によって、永らく受け継がれてきた町並みが失われていく事例が増えつつあります。

町では、豊かな水と緑、歴史と文化あふれる景観を守り、育み、次の世代へ引き継いでいくために、平成 24 年 8 月に「下諏訪町景観計画」を全面施行し、景観の保全に努めています。

【身近な緑】

身近な緑は良好な風致と景観をもたらすだけでなく、大気の浄化や気温の調節などにも役立ちます。住宅が立ち並ぶ町の中心部でも、かつては水田などの緑がみられました。しかし、都市化が進むにつれて、農地が住宅地へと変わり、市街地では、散歩しながら休憩できる場所や木陰が減るなど身近な緑が失われつつあります。また、郊外や中山間地では、耕作されていない農地や荒れた空地が目立つといった問題を抱えています。

【身近な水辺】

かつては農業用水路に、多くの生物が生息し、地域の住民が触れ合うことのできる水と人との繋がりが存在 していました。しかし、ほ場整備や都市化が進むにつれて用水路は埋められるか、コンクリートによる水路に切り 替わり、その環境は失われつつあります。

【安全で安らぎあるまちづくり】

町では、平成 21 年 4 月より安全で安らぎのあるまちづくりの実現を図ることを目的として、「下諏訪町安全で安らぎのあるまちづくり条例」を施行しました。生活の安全安心の確保を基本理念に掲げ、快適で安らぎのある生活を基本とし、全ての人が自らの地域は自らが守るという意識のもとに、共に支え合い協働して推進し、将来にわたって継続されることを目指しています。

【都市基盤整備における環境配慮】

町では、医療、福祉、教育、防災などの様々な角度から、都市基盤の整備を行っていますが、このような基盤を備の際にも、環境に対する負荷の低減が求められています。公共工事では、計画段階から設計、施工、廃棄に至るまでの環境への負荷を低減するとともに、景観との調和、生態系や周辺環境に配慮しています。

◆これまでの取組

【景観の保全】

中山道と甲州街道が出会う諏訪大社秋宮周辺において、良好な景観を有する住環境の保全を目指したまちづくりを行っています。道路の美装化や無電柱化、小公園等施設整備を行い、また、まちづくり協定を締結

した土地所有者等が歴史的街なみ景観を整備保存するために行う住宅等の修理や修景に対して、補助金 を交付しています。

また、景観計画区域内では景観条例に基づき、届出が行われ、景観に配慮した建築または改築が行われています。

【身近な水辺】

赤砂崎公園を整備し、みずベテラス等の水辺環境を活用した事業を行っています。

【みどりの管理】

緑豊かなまちづくりを進めるために、小中学校等の公共施設への緑化木の配布や公園、緑地帯の草刈作業、街路樹の剪定などにより、芝、樹木等の維持管理を行っています。

【安全で安らぎあるまちづくり】

交通事故のない安全で快適な生活を維持するために、防護柵、ガードレールやカーブミラー等の設置や道路の区画線の引き直しなど整備を計画的に行っています。

夜間における歩行者の安全と防犯を目的に、通勤・通学路を中心に防犯灯(LED 化)の設置を行っています。

交通手段を持たない高齢者や児童などの生活の足として、循環バス(あざみ号、スワンバス)を運行しています。また、高齢者や障害者などの生活の足として福祉タクシー・あざみ号の利用助成事業(タクシー券、循環バス券の配布)を行っています。

【都市基盤整備における環境配慮】

道路工事に使用するアスファルトや砕石は、リサイクル品を活用しています。

◆継続して取り組むべき課題

- ○歴史的建造物や旧街道周辺には、これら歴史を感じさせる空間とはなじまない開発も行われており、景観 計画に沿った良好な景観づくりが求められています。
- ○空き家など管理不全の建築物が増え、老朽化による家屋の倒壊の懸念、景観上の問題、不衛生な状態による悪臭の発生など様々な問題を抱えているため、所有者に対し適正な管理を促す必要があります。

- ○町の市街化によって失われた緑の再生が求められています。
- ○人と水とが触れ合える豊かな自然の水辺空間の創出が求められています。
- ○子どもや高齢者などが気軽に安心して移動できる動線の確保が必要とされています。
- ○都市基盤整備においても持続可能な環境を構築するため、さらに環境保全への配慮が求められています。
- ○公共工事等において、環境負荷の少ない工法による施工が求められています。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

			主体	
取組の方向性	進めていくべき施策	住 民	事業者	行 政
	豊かな自然と優れた歴史的環境を生かした景観形成(保全・育成・活用・創造)の推進	0	0	0
景観計画に基づく景観の保全 	まちづくり協定の締結	0		0
	空き家の適正管理の指導と相談体制の整備	0	0	0
	緑化木の配布等による緑化の推進	0		0
身近な緑の創出	日常生活における身近な緑の管理	0	0	0
	公園の適正な維持管理と利用促進	0		0
親水化の推進	既存公園、諏訪湖の親水化	0		0
	歩行者、自転車が快適かつ安全に通行できる道路環境の整備			0
安全で安らぎあるまちづくり	公共施設や歩道へのスロープの設置等によるバリアフリー化の推進			0
	利便性の高い公共交通網の整備	0		0
	都市計画における環境保全への配慮			0
公共工事等における環境配慮	公共施設等におけるリサイクル資材(廃アスファルト等)の利用			0
	公共工事における環境配慮			0



景観計画に沿ったまちづくり

◆重点施策

		主体			
重点施策内容	年度	住民	事業者	行政	施策目標
良好な景観の保全と創出	R7	0		0	観光振興助成金 【2件】2次計画実績値2件
空き家などの利活用の促進	R7	0		0	空き家情報バンクへの物件登録数 【10件】第2次計画実績値 13件 利用者登録人数 【20人】第2次計画実績値 21人
	R7	0		0	空き家情報バンクによる成約件数 【10件】第2次計画実績値 10件
田海も大富仕での動造	R7	0		0	町内循環バスあざみ号利用者数 【49,000 人】第2次計画実績値 42,816人
円滑な交通体系の整備	R7	0		0	湖周バススワンバス利用者数 【86,000 人】第2次計画実績値 85,182人

個別目標 4-6

地域の保健・健康指導の充実

【関連する SDGs】







◆現状

健康づくりは、一人ひとりが主体的に取り組むことが基本ですが、個人の努力には限界があります。町では、「下諏訪町健康づくり計画(第 2 次)」を定め、「どんなときも"ほっ"とな笑顔と思いやりの町」をスローガンに、「健康の実現」と「豊かなコミュニケーションの広がり」を目指して、「運動・体力づくり」「栄養・食生活」「よい習慣」「こころの健康」「こどもの健康」の 5 つの重点分野に取り組んでいます。一人ひとりができるところから取り組み、健康寿命を伸ばすことを目指しています。

◆これまでの取組

健康スポーツゾーンやゆたん歩。を活用した運動講座やウォーキング教室、食事と運動を組み合わせた健康 教室などを開催しています。また、健康診査結果から生活習慣病リスクのある方に対する個別指導を実施しています。

◆継続して取り組むべき課題

○個人の健康づくりを社会全体で支える環境づくりが求められています。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

		主体				
取組の方向性	進めていくべき施策	住民	事業者	行政		
良い生活習慣の定着による一次予 防及び重症化予防の推進	健診結果や個人の状態に合わせた健康づくりの支援	0		0		
国民健康保険特定健康診査の受診による生活習慣病の早期改善	国民健康保険特定健康診査の受診啓発	0		0		

			主体		
重点施策内容	年度	住民	事業者	行政	施策目標
保健事業の充実強化	R7	0		0	国保特定健康診査受診率 【60%】第2次計画実績値 44.2%

個別目標 5-1

住民、事業者、行政と観光客の参画と連携

【関連する SDGs】





















◆現状

良好な環境づくりには住民・事業者・町(行政)が協働し、関係機関と連携し、効率的に進めていくことが必要不可欠であり、町を訪れる観光客に対しても主体者としての意識を共有してもらえるよう働きかけていくことが重要です。

町内では、環境美化活動や清掃活動など、住民、事業者との協働による様々な環境保全活動が根付き、 さらなる活動の広がりが期待されている一方で、高齢化に伴い自治会、町内会等のコミュニティでは、次世代の 活動の担い手が不足し、活動規模が維持できなくなりつつあります。

下諏訪まちづくり協働サポートセンターは、公益活動の機会と場所を提供する目的で利用されており、住民や NPO 法人をはじめとする各団体の活動拠点となっています。

◆これまでの取組

住民参加による個性豊かなまちづくりのために、住民や職員に対して、民公協働の理念啓発を推進しています。

下諏訪力創造チャレンジ事業支援金を活用し、住民等の自主的かつ主体的な活動を支援推進しています。町政やまちづくりに対する意見、要望、アイデアなど住民の生の声や想いを行政に伝える方法として、町長と語る会、町長への手紙を企画し、協働のまちづくりを進めています。

健康生活展・諏訪湖クリーン祭による環境意識向上が図られており、民公協働で町内の環境美化に取り組む下諏訪町衛生自治会では随時見回り及び指導に取り組んでいます。

◆継続して取り組むべき課題

○地域の環境の素晴らしさ、課題を理解した上で、どのような地域にしたいのかというビジョンを描き、地域づくり

に主体的に参画することが求められています。

- ○高齢化などによる担い手の不足やリーダーとなる人材の育成が課題となっています。
- ○住民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、一体となって主体的に活動を行うことが求められています。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

		主体				
取組の方向性	進めていくべき施策	住民	事業者	行政		
協働による環境活動の推進	環境に配慮した行動への参加	0	0	0		
	環境活動を行う各種団体、事業者との連携強化、人材育成・後 継者確保の支援	0	0	0		
	各種団体、事業者、人材の環境活動の把握とデータベース化	0	0	0		
	行政主導から住民主導への意識の転換	0	0	0		

		主体			
重点施策内容	年度	住民	事業者	行政	施策目標
(再掲) 美化運動の推進	R7	0	0	0	個別目標 2-2「廃棄物の不法投棄・散乱の防止」 年間清掃活動参加者数 【1,500 人】第2次計画実績値 1,360 人



まちづくり協議会の様子

個別目標 5-2

環境教育の充実

【関連する SDGs】





















◆現状

地域の貴重な環境を保全し、継続して維持・活用していくためには、環境に関する理解を深める必要があります。町には多様な生態系があり、山や川、湖などから恩恵を受けてきました。環境問題を解決していくためには、一人ひとりがそういった環境の素晴らしさ、大切さなどを認識して、そして行動していくことが必要です。特に、次世代を担う子どもたちが自らを取り巻く環境に関心を持ち、環境を大切にする心を育み、環境問題を自分の問題としてとらえて行動する機会を提供することが重要です。環境教育の充実を図り、自ら行動する人材を育てていくことが必要とされています。

◆これまでの取組

環境について主体的に考える力を養成するために、各種団体と協力し、小、中学生を対象に諏訪湖浄化ポスターの募集、諏訪湖周クリーンセンター見学によるごみ処理及びごみの出し方等の学習やボート教室等を通じて諏訪湖の水質浄化に向けた活動への参加等の取組を行っています。

小中学校では、総合学習などの一環として、様々な環境教育を行っています。清掃活動として、諏訪湖岸や砥川の清掃、アルミ缶などの資源物の分別及びリサイクルを行っています。街を花でいっぱいにする活動として、町内の複数の施設へのプランターの設置や湖畔の花壇作り、しもすわガーデンプロジェクトによる公共施設へ花を送る活動を行っています。自然観察活動として、八島湿原、承知川、砥川や諏訪湖で生き物の観察、また、アマゴの卵をふ化させ、育てた稚魚を砥川に放流する活動を行っています。

自己の充実・啓発や町に対する理解を深めるために、出前講座「まちづくりおでかけトーク」を開催しています。 また、クローズアップしもすわの生涯学習ページを活用し、生涯学習情報や社会教育の推進のための情報の提供を行っています。

◆継続して取り組むべき課題

- ○町にかかわるすべての主体に対し、環境問題に関心を持ち、主体的に持続可能な社会の実現に向けて具体的な行動に結びつける心を育てる必要があります。
- ○環境教育を推進する上で、人材や教育の場を確保する必要があります。
- ○ライフスタイルを見直し、環境にやさしい社会へと変えていく必要があります。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

			主体	
取組の方向性	進めていくべき施策	住民	事業者	行 政
	環境教育に関する個人・各種団体との連携強化	0		0
	環境教育への事業者・民間団体のノウハウや実践経験の活用・連携	0	0	0
会の確保	学習講座やイベント、セミナー等による環境に関する学習機会の充 実	0		0
	地域の自然を活かした体験型の環境学習の場や機会の拡大	0		0
環境教育や体験学習の推進と人材	学校における環境教育の推進	0		0
育成	生涯学習としての環境教育の推進	0		0

		主体			
重点施策内容	年度	住民	事業者	行政	施策目標
					諏訪湖クリーン祭等で実施する環境学習プログラムの
	R7	0	0	0	参加者数
環境教育の充実					【300人】第2次計画実績値 250人
		0			環境学習等の出前講座の開催数
	R7	O	O)	【5件】第2次計画実績値 3件

皆が連携して、優れた環境を次世代に伝えるまち 基本目標 5

個別目標 5-3

環境情報の積極的な提供

【関連する SDGs】





















◆現状

環境に関する様々な情報をわかりやすく提供することは、住民・事業者の意識向上や取組の実践につながり ます。町のホームページ等を含め、各種媒体を通じて情報を発信したり、各種活動の場での交流を通じて、住 民・事業者・行政が情報を共有し、取組への意欲向上を図っています。

環境に関する情報をよりきめ細やかに提供し、それを受け取る住民・事業者が主体的に実践することが望ま れます。

◆これまでの取組

町のホームページや広報誌等を通じて環境保全や温暖化防止対策、ごみの減量化方法などの環境情報 の提供を行っているほか、環境全般について、天竜川上流部との情報交換や下諏訪町諏訪湖浄化推進連 絡協議会ホームページへリンクし、双方向の情報交換を行っています。

令和元年8月には、ごみの分別方法を手軽に検索したり、資源やごみの収集日をお知らせする機能がつい たスマートフォン用アプリ「さんあ~る」を導入しました。

◆継続して取り組むべき課題

- ○環境に関する情報のわかりやすい提供が求められています。
- ○関係機関と連携し、提供する環境情報の質の向上が求められています。
- ○町のホームページを必要な環境情報を検索しやすく整備する必要があります。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

		主体				
取組の方向性	進めていくべき施策	住民	事 業 者	行 政		
	環境に関する情報(具体的な行動を促す情報、データや科学的 知見)の整理・蓄積と効果的な発信	0		0		
理控制のなかりをすり担保	見やすく環境情報を検索しやすいホームページの構築	0	0	0		
環境情報のわかりやすい提供	町ホームページ、広報誌による環境情報の充実と住民・事業者による有効活用の促進	0	0	0		
	関係機関や各種団体と連携した環境情報の質の向上	0	0	0		

◆重点施策

			主体		
重点施策内容	年度	住民	事業者	行政	施策目標
ごみ分別の情報提供	R7	0	0	0	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の登録者数(延べ) 【2,000 人】第2次計画実績値 907人

個別目標 5-4

行政自らの取組

【関連する SDGs】















◆現状

行政は、地球温暖化等の環境改善に向けて積極的に取り組んでいく役割を有しています。そのため、環境 問題に対する政策推進の率先実行役として、住民や事業者の模範となるよう、廃棄物の減量化とリサイクル の実行、公共施設でのエネルギー低減など、環境に配慮した行動を実践しています。

◆これまでの取組

廃棄物の減量化、リサイクルの率先実行に向けて、職員対象の研修会を実施しています。

また、温暖化防止対策として、毎月第 2 水曜日にノー残業デー、ノーマイカーデー、夏と冬にそれぞれクール ビズ、ウォームビズを実施しています。さらに、令和 2 年度に下諏訪町地球温暖化防止実行計画を改定し、省 資源・省エネルギーの推進をしています。

◆継続して取り組むべき課題

○地球温暖化防止に係わる町の実行計画を着実に推進していく必要があります。

◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	住民	事業者	行政
	廃棄物の減量化、リサイクルの率先実行			0
	クールビズ、ウォームビスの実施			0
	公共施設における再生可能エネルギーの導入			0
公共が 下諏訪町地球温暖化防止実行計 公共が 画に基づく行政自らの取組の推進 公用!	公共施設の省エネルギー対策の実施			0
	公用車のエコカー導入			0
	デマンド監視システムによる節電の推進			0
	グリーン購入の推進			0
	地球温暖化防止実行計画の取組状況の公表			0

		主体			
重点施策内容	目標 年度	住民	事業者	行政	施策目標
地球温暖化防止実行計画の推進	R7			0	グリーン購入法適合公用車割合 【42.3%】 第 2 次計画実績値 30.1%
「進めていくべき施策」の進捗管理	R7			0	「進めていくべき施策」の着手率 【100%】 新規指標